

## 会社情報提供エリア利用に関する契約書（案）

国立大学法人佐賀大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が利用を許可した会社情報提供エリア（以下「エリア」という。）の利用に関し次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、次条以下に定める会社情報提供エリア（以下「エリア」という。）の利用等について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （規程の遵守）

第2条 甲及び乙は、この契約に定めるもののほか、国立大学法人佐賀大学における構内の会社情報提供エリア利用規程（平成30年2月28日制定。以下「利用規程」という。）を遵守しなければならない。

### （エリア）

第3条 エリアの詳細は次のとおりとする。

- (1) 場所：附属図書館1階東側壁側 区画〇
- (2) エリアの大きさ：W70cm×D150cm
- (3) ボードの大きさ：W70cm×H200cm×D45cm
- (4) 利用：甲が指定するボードを乙が設置し、会社情報を掲示する。

### （会社情報の提供方法）

第4条 会社情報の提供方法は、次に定める方法による。

- (1) 乙が設置、所有するボードにパネルやポスター等を掲示すること。
- (2) パンフレットを台の上に配置すること。
- (3) 会社共通掲示板に、インターンシップ情報やアルバイト募集情報を掲示すること。
- (4) 附属図書館談話スペースにおいて、乙の担当者が、パンフレットの配布、甲学生への会社情報提供及び甲教員と共同研究等の打合せを行うこと。ただし、この場合、「佐賀大学附属図書館談話スペースの専有利用に関する申合せ」を遵守しなければならない。

### （乙の責務）

第5条 乙は、エリアを使用するにあたり、関連する法令、規則等を遵守するとともに、甲の品位並びに秩序の維持に努めるものとする。

2 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を消失させたり、学生等の不利益となる行為をしてはならない。

3 乙は、提供する情報を常に新しいものとし、学生目線に立った情報を提供することに努めるものとする。

(第三者の利用)

第6条 乙は、第三者にエリアの全部又は一部を転貸し、又は利用させることはできない。

(エリアの管理)

第7条 乙は、善良な管理者の注意をもってエリアを維持管理しなければならない。

(報告等)

第8条 甲は、乙に、エリア使用状況等に関する報告を求めることができるものとし、乙は求めに応じ遅滞なくエリア使用状況等を報告しなければならない。

(契約期間)

第9条 契約期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(ボード等の撤去)

第10条 乙は、前条に定める期間の末日までに、ボード等を撤去し、原状に回復するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2 前条の契約期間満了を待たず、利用の取消し、取り下げ及び解除その他特別の事情により、契約が失効した場合、乙は、甲が通知する期日までにボード等を撤去し、原状に回復するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 前2項のボード等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がボード等を撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの情報、業務上の秘密について、これらを第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とする。

(解除)

第12条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、乙に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) この契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2) 正当な理由なく、本契約及び利用規程に定める義務を履行しないとき。

- (3) この契約及び利用規程に定める条項に違反したとき。
- (4) 法令違反等の不正行為，公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) 会社情報提供エリア利用申請時の申請資格を満たさなくなったとき。

(契約の変更)

- 第13条 甲及び乙は，第9条の契約期間中，重大な事情の変化が生じた場合には，相手方に対して当該事情を通知し，甲乙誠実に協議のうえ，契約内容を変更することができる。
- 2 甲及び乙は，災害その他やむを得ない理由により，本契約の履行に支障があると判断した場合には，相手方と協議のうえ，契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

- 第14条 甲及び乙は，その責めに帰すことができない事由による場合を除き，本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり，相手方に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は，甲の責めによらない火災，盗難等その他諸設備の故障による乙の損害若しくはエリアの使用を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については，責任を負わない。

(疑義等に関する協議)

- 第15条 本契約の内容に関し，契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には，甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため，本書2通を作成し，双方記名押印のうえ，各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 佐賀市本庄町1番地  
国立大学法人佐賀大学  
学長 宮 崎 耕 治

乙 ○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○○○